

## 延焼のおそれのある部分(法第2条第六号イの防火上有効な公園)

隣地境界線、道路中心線又は～から、1階にあつては3m以下、2階以上にあつては5m以下の距離にある建築物の部分を用いる。ただし、次のイ又はロのいずれかに該当する部分を除く。

- イ 防火上有効な公園、広場、川その他の空地又は水面、耐火構造の壁その他これらに類するものに面する部分
- ロ 建築物の外壁面と隣地境界線等との角度に応じて、当該建築物の周囲において発生する通常の火災時における火熱により燃焼するおそれのないものとして国土交通大臣が定める部分

### <参考>

※以下、「奈良県建築基準法の手引き（平成27年度版）」より

### 防火上有効な公園、広場、川等の空地若しくは水面について

(1)次に掲げるもの（当該部分の境界線に近接して建築物又は建築物を建築する計画がない部分に限る。）で、その幅（次に掲げるものが並列してある場合はその幅の合計とする。以下「公園等の幅」という。）が10mを超えるものは、「防火上有効な公園、広場、川等の空地若しくは水面」に該当する。

- ①都市計画法（開発許可によるものを含む。）又は都市公園法に基づく公園及び緑地で公的な管理に属するもの
- ②公共の用に供する広場で公的な管理に属するもの
- ③～以下省略～

(2)公園等の幅が10m以下のものについては、「防火上有効な公園、広場、川等の空地若しくは水面」には該当しないが、道路に面する場合と同等以上に防火上有効であると判断できるので、道路とみなして本号の規定を適用する。

(3)～以下省略～